

◇深澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（13番 深澤 均君 登壇）

○13番（深澤 均君） まず初めに、松田町長の3期目のご当選、おめでとうございます。今後4年間、町長の考える、町民が望む美郷町づくりに頑張ってもらいたいと、そういうふうに思っています。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず1つ目は、冬の災害についてであります。昨年の東日本大震災を初めといたしまして、平成7年の阪神淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震などは大変大きな被害をもたらしたところでありました。東日本大震災では、地震による巨大な津波によって海拔の低い沿岸部が広範囲に被災したところでもあります。阪神淡路大震災では、直下型地震ということもあって繁華街や住宅密集地での建物や住宅の倒壊に火災も加わり、道路を覆った瓦れきが救援活動や消火活動を妨げ、これも大変大きな被害をもたらしました。また、中越地震では当時山古志村が土砂崩れなどで孤立し、全村避難したという様子はまだ記憶に新しいところでもあります。

このように、災害はその地域の特性と複合したことで、2次的被害も含め大きな被害となっております。日本は地震王国で、地震予知の研究もされてはいますが、いまだ予告なく突然起こっている現状にあります。加えて、積雪寒冷期での災害の発生は救助のおくれや厳しい寒さが想定され、北国の多くの自治体の防災計画では通常期の二、三割犠牲者がふえると予想しております。こういう観点から、美郷町は積雪寒冷地という地域特性を考慮した防災・減災の取り組みが責務と考えます。町は本年、東日本大震災を教訓に防災計画を見直しています。その中で、「積雪期の地震災害などを想定した対策を確立する必要がある」としています。そこで、その具体的な内容についてお聞きいたします。

昨年の3.11では本町でも避難所開設や給水車対応が行われ、寒い中給水を待つ長い列ができました。真冬の寒さや悪天候などを考えると、屋内対応できる施設が必要と思われます。そこで、1番として、屋内球技場を計画しているようですが、災害時に車両が出入りでき、さまざまな支援に転用できるよう検討を加えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

2番として、私は時々あつたか山に行くことがありますが、行きすがら冬になると決まってしまうのが積雪期、荒川、四ッ屋、七滝地域の往来は県道花巻大曲線のみになってしまうこと、そし

て地震などによる雪崩、山崩れなどが発生したら孤立する可能性があるのではないかということです。そのときの対応や対策は整っているのでしょうか。

3として、積雪期、災害による救援ヘリやドクターヘリの着陸ポイントは確保できているのでしょうか。町内には何カ所ぐらい想定しているのでしょうか。

4番として、冬の災害では避難には1に暖房と考えますが、避難所となる体育館の暖房は確保できているのでしょうか。

以上についてお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

冬の災害についてですが、美郷町は明治29年に直下型地震の陸羽地震を経験しており、そのためこれまでも安全で安心できる町を目指して学校の耐震化はもとより、防災行政無線や防災資機材運搬車、防災センター、多目的広場の整備などを行ってきているところです。また、東日本大震災発災後は美郷町防災計画を見直すとともに、災害時の対応マニュアルの策定や自家発電装置、可動式発電機の導入、燃料の備蓄、自主防災組織の育成など、各般にわたり対応してきており、こうした対応の中で議員ご指摘の冬期の災害も予想し、暖房器具の準備などにも配慮していることにまずご理解をお願いいたします。

さて、1点目の屋内運動場の災害時転用についてですが、計画している千畑南小学校体育館の改修は当初体育館フロアを撤去した上で、土や砂をまき、屋内グラウンドとして活用する検討をしておりましたが、施設使用中に舞い上がる土ぼこりによる健康への影響や、それに伴う施設管理上の問題を考慮し、現在のアリーナに人工芝を張りつけて活用することを検討しております。したがって、議員ご提案の災害時に車両が出入りできるような改修は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、冬期の給水については議員ご指摘のように吹雪く中で給水を受けるのはまことに大変と存じますので、各地区においてアーケードのある公共施設、例えば役場庁舎玄関や保健センター玄関、南行政センター玄関などを検討するほか、場合によっては車庫等を開放し、野外での給水を避けたいと考えております。

次に2点目の積雪期の荒川、四ッ屋、七滝地域への対応、対策についてですが、議員ご指摘の県道花巻大曲線沿いの六郷東根字妻の神地区が県の雪崩危険箇所として指定されております。仙

北郡内といいますか大仙市、美郷町、仙北市の重点点検区域からは除外されておりますが、通常県で年1回、また町でも年1回の点検確認を行っているところです。当該地区については、県道沿いの妻の神地区にある大山祇神社の周辺斜面に県で雪崩防止柵を設置して安全確保の対応をしているところであり、これまでも雪崩の発生は確認していないところです。今後も引き続き注意しながら、点検確認を行ってまいります。

いずれにいたしましても、冬期の災害発生に備え、国や県と連携を図るとともに、除雪の適切な実施、並びに定期的な道路パトロールを行い、地域住民の防災意識の向上も含めて対応してまいります。

次に、3点目の積雪期の救援ヘリやドクターヘリの着陸ポイントの確保についてですが、災害発生時においては自衛隊などの大型ヘリの離着陸もあることが想定されるため、臨時ヘリポートとして県指定で町内3カ所、また町指定で9カ所を指定しております。ドクターヘリのヘリポートとしては、医療機関に比較的近く、救急車で緊急搬送等が比較的容易な幹線道路沿いに8カ所指定しているところです。常時除雪を行っている場所は、広域消防南分署駐車場と六郷カンントリーエレベーター駐車場の2カ所ですが、ドクターヘリにつきましては積雪が1メートル以内であれば踏み固めた状態でなくても離着陸が可能ですので、一定の対応は大丈夫となっております。なお、現在公共施設や学校施設の再編を進めている段階ですので、今後その状況を踏まえて見直ししていくこととしており、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、4点目の避難所になる体育館の暖房についてですが、停電が発生した場合、指定避難所となっている町内11カ所の体育館には学校に備えている小型発電機を含め、町内公共施設に配置している29台の移動式発電機で電源を確保するとともに、石油反射式ストーブを主体とした暖房器具での暖房を確保し、避難者の安心と安全を確保してまいります。

なお、暖房器具の台数については現在不足と認識しており、今後適正台数の確保に向けて年次計画で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）13番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○13番（深澤 均君） 1つ目の質問でありますけれども、体育館には車両の出入りを計画していないということですが、先般政策等意見交換会で図面を見せてもらった限りでは、ちょっと扉を大きくするだけで可能になるのかなど。車両がずっと中へ入らなくても、出入口のところ

に入っているいろいろな作業ができることも可能なのかなというふうな認識で質問させていただきました。

それから2点目の荒川地区の孤立と申しますか、そういうことに対する質問ですが、今まで起きていないからこれからも注意すればいいだろうというような、これからも注意していくというような姿勢でありましたけれども、これは前もってお伝えしておきたいんですが、その地域の方々から言われて質問しているのでは決してありません。私が客観的に見て質問しているわけですので。七滝地区のほう、仏沢を通る道路があるわけですが、冬期になると遮断されてしまうということで、できればその山合いの地区と申しますか、そういうところには複線の、往来ができるのが一番望ましいわけでありまして、防災の観点からあそこを除雪するという考えは持っていないのかという点についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたしますが、質問書によって答弁を準備いたしましたので、通告書の中では体育館の中に車両が出入りできるということを前提にした書き方であったというふうに把握しましたので、そういう答弁をいたしました。車両を施設につけられるという趣旨の再質問と理解していいのでしょうか。（「大きく扉をあけて、シャッターをつけてこう中へ入ると」の声あり）やっぱり中に入るという趣旨のご質問であれば、先ほど言いましたとおり現在のアリーナの高さを変える予定でなく計画を進めてまいりたいという考えでありますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

それから2点目、冬期除雪をしない路線を新たに除雪してくれというご趣旨のようですが、質問書にはそうした質問がございませんでしたので答弁の準備をしておりませんが、基本的に今現在生活道路として必要な路線については鋭意除雪をしていることは議員ご存じのとおりです。さらにどういう観点で新規路線をふやすのかというのは、全ての分野、町内全般についてきちんと一定の基準を設けまして、基準にのっとり適切であるという判断ができるところは新規の冬期除雪ができると存じますが、その1路線について判断を求められましても、全体の基準をきちんと持たない限りは答弁できませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは次の質問に入ってください。

○13番（深澤 均君） 2点目の除雪については、私も質問書を出してからいろいろと実際歩いてみたり何だりして思いついたことを述べたのでありまして、失礼いたしました。いずれにしても

防災という観点からはそういう視点で捉えることも、生活の維持のためだけの除雪ではなくて、そういう観点からの見方も必要かなということで、質問させていただきました。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

復興税の使い道についてであります。

本町では、本年第6回定例会において美郷町税条例の一部改正をしました。改正内容には、平成26年から35年までの10年間に限り個人町民税の均等割額を500円引き上げすることが含まれており、町の一般財源として年間の予定額は225万円という説明でありました。この税は復興税の一部でありまして、趣旨としては全国の市町村が東日本大震災を教訓とした防災や減災のために行う施策の財源となる税というふうに私は理解しているところであります。

また、その教訓とはということではありますが、私は「想定外だった」ということで後に悔やむことがないようにすることが教訓だというふうに思っているところであります。町は10年間の復興税の使い道として防災無線などの維持管理費に充てる考えを示しましたが、私は前にも話したように防災事業とはいえども維持管理の経費というのは復興税の趣旨にはなじまないのではと思っております。これまで日本中で多くの震災が起き、その都度犠牲者が出ていることを思うと、防災対策に完璧などはないと思います。町は防災、減災の取り組みを積み重ねて町民の安全・安心を確保するべきで、今回の増税もそういった施策に使われるべきと考えます。平成26年まで時間の余裕はありますので、しっかり検討を重ね、町民に考えを示した上で施行するべきと思いますが、この復興税についての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本年6月定例議会において、平成26年度から35年度までの10年間の個人町民税均等割について、現行の3,000円から3,500円とする町税条例の一部改正について議会の議決をいただきました。この改正による町民のご負担は、23年度の課税をベースにしますと約4,500人分、現行より年間約225万円の負担増をお願いするものです。このご負担は、議員ご質問のとおり国税と組み合わせたいわゆる復興増税の一部となっており、東日本大震災後の平成23年度から27年度までの5年間の防災・減災対策に係る財源の後年度補填財源になるものです。

条例改正につきましては、地方税法等の一部改正を受けたもので、用途について総務省では防災資機材備蓄施設、非常用電源、拠点避難地・道路・橋梁を含む公共施設・公用施設の耐震化、

防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化等の整備を例示しています。

町では、防災行政無線の整備、公共施設の耐震化、防災備蓄物資の計画的配備、自主防災組織の設立育成、緊急連絡システムの構築など、ハード及びソフトの両面で災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていることはご存じのとおりです。対象期間の具体の用途としては、平成23年度では避難所等のバルーン投光機7機、発電機5機、衛星携帯電話5機、燃料備蓄設備、非常時の飲料水確保のため給水タンク3基、給水袋2,000袋、附帯するホース等の購入、その他直接経費を含めて一般会計で約1,600万円、特別会計では自家発電設備の設置がなかった浄水場、配水池に自家発電設備6機、附帯工事費と合わせて2,300万円余りを支出しており、24年度では社会体育施設の耐震診断に対して577万5,000円を予算措置しており、その財源の一部に振りかわることとなります。

また、25年度以降に予想される防災関連対応につきましては、秋田県総合防災情報システムの整備、消防用緊急デジタル無線の整備、火災に備えるための耐震性貯水槽の設置があり、またこれまで整備した防災備蓄品の更新などが始まりますので、それらの財源の一部に振りかわることとなります。このように、いわゆる復興増税による税収はさまざまな防災設備、防災施設の強化・充実に対応するための経費となることをご理解いただきたいと存じます。

災害対策は、議員ご指摘にもありましたが完璧はありません。これらハードウェアに加え、防災訓練等の取り組みを積み重ねていくことも肝要と考えており、一層の広報を進め、町民意識の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）13番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○13番（深澤 均君） 再質問というわけではありませんけれども、町民の中にはやはりいざ増税となると「これは何に使うんだ」というような疑問が生じるわけでございまして、先ほど町長が言いましたようにそれに対する広報等をしっかりやって理解を得ることが大切だと思っておりますので、今後とも対応をよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、13番、深澤 均君の一般質問を終わります。